

小森 陽一さんの憲法講座

8

憲法報道とマスメディア

2007年5月14日、

与党自民党と公明党は改憲手続き法としての「国民投票法」を参議院で通過させました。すべての世論調査で、慎重審議をすべき、拙速な採決はすべきではないという国民の意思を踏みにじった暴挙です。一連の公聴会でも、国民投票法が成立する際の最低投票数の規定がなく、少数の人々（4人に1人から5人に1人）だけで、憲法を改憲できること、公務員と教員への言論統制、テレビCMや新聞広告をお金で買

って、憲法改憲を金の力で進められることなど、多くの問題点が指摘されました。18もの附帯決議が付けられたこと自体、法案が超欠陥商品であることを示しています。

テレビのニュースやワイドショーでは、法案が衆議院と参議院を通過させられた当日と翌日に、ようやく問題点を指摘しただけで、国会審議中の報道は消極的でした。政府が提出した悪法に対する批判的報道を、暗黙のうちで自粛しあう傾向は、1993年以後確実

に強くなっています。この年の夏、自民党単独政権が崩壊しました。自民党は、敗北の大きな原因がテレビやマスメディア

などの偏向報道にあったと、あからさまなメディア攻撃をはじめ政治的圧力を陰に陽にかけるようになりました。

憲法をめぐる報道もこの時期から大きく変わります。「小沢の乱」による自民党の分裂が単独政権崩壊の要因だったため、改憲政党が複数になったからです。そして社会党の村山富市委員長を首相

にして、自民党が政権に復帰し、社会党が「自衛隊合憲」「日米安保堅持」に路線転換した年から「読売新聞」は社をあげての改憲報道に踏み切ったのです。

13年余のこうしたマスメディアの傾向を、大きく方向転換したのが「九条の会」の結成です。「九条の会」ができてからの3年間、「読売」の世論調査でも、「9条を変えろべきではない」という意見が連続して増えています。マスメディアの現場で報道を担っている人たちに勇気を与える運動を強めることが、あらためて大切になっています。